

心のバリアフリーに関する具体的な配慮事項

(1) 心のバリアフリーに関する具体的な配慮事項について

「資料1:特定事業計画」に定めた下表に示す心のバリアフリー(人的対応・教育啓発)に関する特定事業等について、事業主体となる施設設置管理者等が、事業を実施する際に具体的に配慮すべき事項を市民部会にてとりまとめました。

施設設置管理者等は、下表に該当する事業を実施する際は、とりまとめた配慮事項に十分留意するようお願いいたします。なお、事業を実施する施設設置管理者等の一覧を7ページ以降に示していますので、ご確認ください。

表 心のバリアフリーに関する事業内容

分類	番号	心のバリアフリーに関する事業内容
教育啓発	1	多様な利用者への適切な対応について、職員・従業員・係員・乗務員・市民等の教育を実施します。
	2	バス・自転車利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。
	3	視覚障害者誘導用ブロック上などへの放置自転車や看板、商品陳列等の不法占有物への指導を行い、適切な機能を確保します。
	4	総合的な学習の時間や職場体験学習等により、児童、生徒へのバリアフリーに関する教育・啓発を実施します。
	5	様々な媒体・出前講座を活用した啓発活動を実施します。
	6	エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進します(分かりやすい場所への案内掲示等)。
人的対応	7	バス停留所への正着やニーリングを実施します。
	8	乗務員や係員による案内やサポートなどの対応を充実します。
	9	手話のできる職員・係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った職員・係員を案内所等に配置します。
	10	障害者用駐車施設が利用しやすいよう従業員によるサポートを実施します。
	11	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できるように、必要に応じて職員による付添対応を実施します。
	12	投票所において、車いす、老眼鏡、文鎮、点字器、身障者用記載台、コミュニケーションボードなどを用意するとともに、必要に応じて階段や段差等を解消するための簡易スロープを設置します。また、投票所で事務従事する職員向けのマニュアルに高齢者、障害者等への対応について掲載し、説明会にて説明します。
	13	図書館において、高齢者、障害者等に配慮したサービスを提供します(音訳サービス、点訳サービス、宅配サービス等)。

※各事業の配慮事項は次ページ以降に示します。

<特定事業等の内容と事業実施に際し配慮すべき事項>

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
1	多様な利用者への適切な対応について、職員・従業員・係員・乗務員・市民等の教育を実施します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●店舗等において、身体障害者補助犬使用者を受け入れることは、法律で義務付けられているため、この点を考慮した従業員等への教育が重要である。 ●視覚障害者は背後から声をかけられること、服を引っ張って案内されること、「右・左」ではなく、「あっち・こっち」での案内は苦手であることに配慮する。 具体的には、案内する際には腕か肩を貸すなどして、どう対応するのが適切なかわからない場合は障害当事者本人に確認することが望ましい。 ●内部障害や精神障害など、外見では障害がわかりにくい人がいることに留意する。 ●ヘルプマークや耳マーク、マタニティマーク等の普及に努める。 ●LGBTQ※¹など、性の多様性に配慮する。 ●障害の社会モデルや合理的配慮について、十分に理解することが重要である。 ●エレベーターや車いす利用者用トイレの優先利用に関する案内の掲示や利用者への教育が重要である。(→番号6の配慮事項を参照) ●タクシー等の公共交通において、身体障害者補助犬使用者を受け入れる際に、障害当事者に対する言動やマナーについて配慮する。 ●職員・従業員・係員・乗務員に対する教育については、市民向けの心のバリアフリーの啓発とは区別し、職務として必要な知識・能力として研修することが重要である。 ●子どもは大人をよく見て理解するので、まずは両親や教員等への障害理解・適切な対応等の教育が重要である。 	

※¹ LGBTQ:性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人のこと。LGBTQとは、「lesbian」(レズビアン, 女性同性愛者), 「gay」(ゲイ, 男性同性愛者), 「bisexual」(バイセクシュアル, 両性愛者), 「transgender」(トランスジェンダー, 出生時に診断された性と自認する性の不一致), 「questioning」(クエスチョニング, 自分自身のセクシュアリティを決められない, 分からない, 又は決めない人)の頭文字をとった語。

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
2	バス・自転車利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●自転車は車道が原則、歩道は例外にもかかわらず、逆走やスピードの出し過ぎ、蛇行運転、スマートフォンを見ながらの走行等が多く、高齢者や車いす利用者等は非常に怖い思いをしているため、自転車の安全利用のルールを徹底し、歩道は歩行者優先であることに留意する。 ●優先席利用に関する注意により口論・トラブルなどが起こるケースがあるので、行政・事業者として対策に努める。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
3	視覚障害者誘導用ブロック上などへの放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
-	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
4	総合的な学習の時間や職場体験学習等により, 児童, 生徒へのバリアフリーに関する教育・啓発を実施します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校だけでなく, 家庭での教育も重要であることに留意する。 ●公立小学校の障害について学ぶ授業で, 知的障害や精神障害についても教えることに留意する。 ●特定の授業で学ぶだけでなく, 小さな頃から日常的に接することが互いの理解促進につながることに留意する。 ●精神障害者の家族に対して目に見えない差別がある。小中学校の段階から, 共生できるような社会を目指すために, 先生方がしっかりと理解して教育することが重要である。 ●電車やバスの優先席で, 高齢者や障害当事者とみられる方に対して若くて健康な人たちが寝たふり等をして席を譲らないケースがあるように, 「優先席を必要とする方に対して席を譲る思いやり」が社会に醸成されていないことが課題である。 交通機関を利用する際のマナーやルールについて, 幼少期から教育機関を通じて啓発することが重要である。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
5	様々な媒体・出前講座を活用した啓発活動を実施します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●障害の社会モデルの理解を目的とした研修や取組事例が全国各地にあるので, 先進事例を参考にした取組に努める。 ●小学校区や地域福祉センター等の小さい単位で, 少人数で障害のある方と交流しながら学習していけるとよい。実際に対面することで得る「気づき」も多いので, こういった取組を積み重ねることで障害のある方をより身近に感じられる世の中になることが望ましい。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
6	エレベーターや車いす使用者用トイレ, 車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を推進します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーターや車いす使用者用トイレ, 車いす使用者用駐車施設を本当に必要な人がいることを理解し, 優先して利用できるように配慮する。 ●特に, エレベーターの利便性が高い施設(調布駅等)は, 我先にとエレベーターに乗り込む健常者が多くみられ, なかなかスペースがでず車いすでの利用は困難な状況であるため, 優先利用の徹底に留意する。 ●車いす使用者は, 建物等の上下移動は「エレベーター」, トイレは「車いす使用者用トイレ」しか利用できないことを多くの市民・事業者が理解することが重要である。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
7	バス停留所への正着 ^{※2} やニーリング ^{※3} を実施します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●正着が難しいバス停留所がある場合は, 道路管理者に情報を共有し, 停留所の構造や周辺の歩行環境の改善に努める。 ●バスの種類によってスロープ板などの仕様が異なる中, 運転手はバスの乗車前にスロープの出し方や適切なニーリング対応等について把握し, 車いす利用者が円滑に乗降できるように努める。 	

※2 正着: 高齢者・障害者等がバスに円滑に乗降できるように, バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

※3 ニーリング: バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け, 乗降しやすくする機能のこと。

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
8	乗務員や係員による案内やサポートなどの対応を充実します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●駅員は, 白杖の方(視覚障害者)が駅を利用していることに気づいたら, ホームから転落しないかなどの見守りを実施することが重要である。 ●困っている人を見かけたら, 職員が自ら進んで声をかけることが重要である。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
9	手話のできる職員・係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った職員・係員を案内所等に配置します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●多くの人が集まる施設等では, いつでも尋ねられる案内人等の配置に努める。 ●市の職員や幼稚園, 小学生等に手話を覚えてもらう仕組みの構築に努める。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
10	障害者用駐車施設が利用しやすいよう従業員によるサポートを実施します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
●障害者用駐車施設の一般利用を規制するため、事業者側がカラーコーンを設置する場合があるが、カラーコーンを障害当事者が移動する負担を考え、方法の改善に努める。	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
11	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できるように、必要に応じて職員による付添対応を実施します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
-	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
12	投票所において、車いす、老眼鏡、文鎮、点字器、身障者用記載台、コミュニケーションボードなどを用意するとともに、必要に応じて階段や段差等を解消するための簡易スロープを設置します。また、投票所で事務従事する職員向けのマニュアルに高齢者、障害者等への対応について掲載し、説明会にて説明します。
事業実施に際し配慮すべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者など家から出にくい方が投票する仕組みの構築に努める。 ●投票の流れや投票所で受けられるサポートをまとめた動画を作成・公開するなど、知的障害者が投票しやすい取組の実施が重要である（狛江市で先進事例あり）。 ●選挙前に、模擬投票所のような場所を設け、投票の体験をできるようにするなど、障害当事者が抱える投票に対する心理的ハードルを下げる取組の実施が重要である。 ●商業施設など身近なところで投票できるように配慮する。 	

番号	心のバリアフリーに関する事業内容
13	図書館において、高齢者、障害者等に配慮したサービスを提供します（音訳サービス、点訳サービス、宅配サービス等）。
事業実施に際し配慮すべき事項	
●バリアフリーの絵本の情報が必要な方に届くように配慮する。	

【参考】其他のご意見（心のバリアフリー以外）

項目	意見
車いす使用者用トイレのバリアフリー整備	<ul style="list-style-type: none"> • ドアは自動式が望ましい。手動式の場合は、重くない扉とし、腕や指などが不自由な人にも使いやすい大型のレバー錠を使いやすい高さに設置することが重要である。 • 機能分散し、男女トイレにそれぞれ車いす使用者用トイレやベビーベッド、オストメイトを整備することが重要である。 • （たづくり）介助ベッド付きの車いす使用者用トイレは1つしかないが、ベビーベッドや広めの車いす使用者用トイレは各階に設置されているので、それがわかる案内を地図等に掲示することが重要である。
バリアフリーマップの整備	<ul style="list-style-type: none"> • 車いす使用者用トイレや駐車場、道路や施設のバリアフリー情報について、調布市バリアフリーハンドブック（冊子）だけでなく、外出先でも確認できるようにスマートフォン版があると利便性が高まる。 • 介助ベッド付きの車いす使用者用トイレの場所や様子（写真）がわかるマップが必要である。 • 車いすでも乗降しやすいバス停留所の情報を一元化することが重要である。
案内板の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 各駅前の分かりやすいところに案内板を設置することが必要である。調布駅前を例にとると、バスの案内は現在、北口と南口にそれぞれ設置してあり、聴覚障害者だけではなくみんな分かりづらい状態になっている。他の区市では、市の施設（市役所や福祉施設等）や病院等の場所をボタンで押したらライトで点灯するような案内板が設置してあるので、調布市も、駅を出たらすぐにわかる同一の場所に、バス乗降場や駅周辺の施設がわかる案内板を各駅に設置することが必要である。
自転車道の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 自転車が安心して走行できる車道が少ないため、止む無く歩道を走行している。車優先になっている車道、車優先になっている社会の仕組みそのものを改める対策が必要である。また、安心して走行できる自転車道の整備推進が必要である。中心市街地への自動車の進入を規制する等の取組も必要である。
大型ビジョンの設置	<ul style="list-style-type: none"> • 広場等に大型ビジョンを設置して、緊急情報や事故の注意、マナー啓発や議会の情報、市の情報などを字幕・手話通訳付きで繰り返し流すことが重要である。紙の広告よりも高齢者や子供の視線を集めやすく、聴覚障害者への理解や手話を知るきっかけにもなりうる。

【参考】心のバリアフリーに関する事業を実施する施設設置管理者等

分類	番号	心のバリアフリーに関する事業内容	種別	事業を実施する施設等	事業を実施する施設設置管理者等
教育啓発	1	多様な利用者への適切な対応について、職員・従業員・係員・乗務員・市民等の教育を実施します。	公共交通	調布駅・布田駅・国領駅	京王電鉄株式会社
				飛田給駅	
				京王多摩川駅	
				路線バス(京王電鉄バス)	京王電鉄バス株式会社
				コミュニティバス(京王電鉄バス)	
				路線バス(小田急バス)	小田急バス株式会社
				タクシー(東京ハイヤー・タクシー協会)	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
				タクシー(東京都個人タクシー協会)	一般社団法人東京都個人タクシー協会
			建築物	教育会館	調布市(教育総務課)
				市民プラザあくろす	調布市(男女共同参画推進課)
				総合福祉センター	調布市(福祉総務課)
				子ども家庭支援センターすこやか	調布市(子ども政策課)
				文化会館たづくり	調布市(文化生涯学習課)
				グリーンホール	
				中央図書館	調布市(図書館)
				図書館国領分館	
				西部地域福祉センター	調布市(協働推進課)
				西部公民館	調布市(西部公民館)
				青少年交流館	調布市(社会教育課)
				デイセンターまなびや	調布市(障害福祉課)
				知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	
				子ども発達センター	調布市(子ども発達センター)
				ちょうふの里	調布市(高齢者支援室高齢福祉担当)
				郷土博物館	調布市(郷土博物館)
				調布警察署	警視庁 調布警察署
				調布東山病院	医療法人社団 東山会
				多摩川病院	医療法人社団 大和会 多摩川病院
				調布クレストンホテル	ホテルマネジメントインターナショナル株式会社
				アーバンホテル ツインズ調布	株式会社タイレル アーバンホテルツインズ調布
				西友調布店	合同会社西友 調布店
				調布パルコ	株式会社パルコ 調布店
				イトーヨーカドー国領店	株式会社イトーヨーカ堂 国領店
				調布とうきゅう	株式会社東急ストア
				ロイヤルプラザ	嶋静商事株式会社
				コクティ	大和地所コミュニティライフ株式会社
				ココスクエア	株式会社ココスクエア調布
				西友国領店	合同会社西友 国領店
				オーケー調布店	オーケー株式会社 オーケー調布店
				東京三協信用金庫調布支店	東京三協信用金庫調布支店
				JAマイズ調布支店	JAマイズ調布支店
				調布郵便局	調布郵便局
				調布市役所前郵便局	調布市役所前郵便局
調布国領五郵便局	調布国領五郵便局				
味の素スタジアム(東京スタジアム)	株式会社東京スタジアム				
調布アーバンホテル	株式会社タイレル 調布アーバンホテル				
スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	ゼビオ株式会社 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店				
シルバー人材センター	公益社団法人調布市シルバー人材センター				
京王閣競輪場	株式会社京王閣, 東京都十一市競輪事業組合				
国領駅前郵便局	国領駅前郵便局				
昭和信用金庫多摩川支店	昭和信用金庫多摩川支店				

分類	番号	心のバリアフリーに関する事業内容	種別	事業を実施する施設等	事業を実施する施設設置管理者等
			その他	市全域	調布市(交通対策課・子ども発達センター・児童青少年課・障害福祉課・西部公民館・男女共同参画推進課)
	2	バス・自転車利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	公共交通	路線バス(京王電鉄バス) コミュニティバス(京王電鉄バス) 路線バス(小田急バス)	京王電鉄バス株式会社 小田急バス株式会社
			道路	【飛田給】⑫(府中市)市道1-355号	府中市
			交通安全	-	東京都公安委員会
	3	視覚障害者誘導用ブロック上などへの放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保します。	道路	【調布布田国領】⑳旧甲州街道(調布駅北口交差点) 【調布布田国領】㉑旧甲州街道(一般都道119号線) 【調布布田国領】㉒狛江通り(国領駅入口交差点) 【調布布田国領】㉓狛江通り(主要地方道11号線) 【調布布田国領】㉔鶴川街道(主要地方道19号線) 【調布布田国領】㉕主要地方道12号線 【飛田給】⑮旧甲州街道(一般都道229号線) 【京王多摩川】⑧下石原小島線(一般都道120号線) 【調布布田国領】⑩市道南22号線 【調布布田国領】⑪市道南26号線 【調布布田国領】⑫市道南25-4号線 【調布布田国領】⑬調布7・5・1号線 【調布布田国領】⑭市道南18-8号線 【調布布田国領】⑯市道南15号線 【調布布田国領】㉖市道南15-2号線 【調布布田国領】㉗市道南33号線 【調布布田国領】㉘市道南2号線 【調布布田国領】㉙市道南2号線 【調布布田国領】㉚市道南142-4,11号線 【調布布田国領】㉛市道南148号線 【調布布田国領】㉜市道南148-1号線 【調布布田国領】㉝市道南155-5号線 【飛田給】①飛田給駅北口駅前広場(調布3・3・34号線) 【飛田給】②飛田給駅南口駅前広場(調布3・4・33号線) 【飛田給】③スタジアム通り(主要市道33号線) 【飛田給】④甲州街道(飛田給スタジアム歩道橋) 【飛田給】⑤スタジアム通り(主要市道32号線) 【飛田給】⑥品川通り(主要市道12号線) 【飛田給】⑦市道西35-4号線 【飛田給】⑧市道西38号線 【飛田給】⑨市道西102号線 【飛田給】⑩市道西118-5号線 【飛田給】⑪市道西118-2,3,4号線 【京王多摩川】①市道南92号線 【京王多摩川】②市道南91号線 【京王多摩川】③市道南89号線 【京王多摩川】④市道南69,71号線 【京王多摩川】⑤市道南102号線(保健所通り) 【京王多摩川】⑥市道南76号線 【京王多摩川】⑦市道南50-1号線 【飛田給】⑫(府中市)市道1-355号	東京都北多摩南部建設事務所 調布市(街づくり事業課) 調布市(道路管理課) 府中市
			建築物	総合福祉センター 保健センター	調布市(福祉総務課) 調布市(健康推進課)

分類	番号	心のバリアフリーに関する事業内容	種別	事業を実施する施設等	事業を実施する施設設置管理者等
				文化会館たづくり	調布市(文化生涯学習課)
				グリーンホール	
				青少年交流館	
				調布パルコ	
				ロイヤルプラザ	
				調布郵便局	
				コクティ	
				ココスクエア	
				味の素スタジアム(東京スタジアム)	
			その他	市全域	調布市(交通対策課)
4	総合的な学習の時間や職場体験学習等により,児童,生徒へのバリアフリーに関する教育・啓発を実施します。	その他	市全域	調布市(指導室)	
5	様々な媒体・出前講座を活用した啓発活動を実施します。	その他	市全域	調布市(交通対策課)	
6		エレベーターや車いす使用者用トイレ,車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して,利用者へのマナー啓発を推進します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	公共交通	調布駅・布田駅・国領駅	京王電鉄株式会社
				飛田給駅	
				京王多摩川駅	
			建築物	市役所本庁舎	調布市(管財課)
				総合福祉センター	調布市(福祉総務課)
				子ども家庭支援センターすこやか	調布市(子ども政策課)
				文化会館たづくり	調布市(文化生涯学習課)
				西部地域福祉センター	調布市(協働推進課)
				下石原地域福祉センター	
				西部公民館	調布市(西部公民館)
				青少年交流館	調布市(社会教育課)
				郷土博物館	調布市(郷土博物館)
				調布警察署	警視庁 調布警察署
				調布東山病院	医療法人社団 東山会
				多摩川病院	医療法人社団 大和会 多摩川病院
				調布パルコ	株式会社パルコ 調布店
				調布とうきゅう	株式会社東急ストア
				マルエツ国領店	株式会社マルエツ
				西友国領店	合同会社西友 国領店
				東京三協信用金庫調布支店	東京三協信用金庫調布支店
				調布郵便局	調布郵便局
				味の素スタジアム(東京スタジアム)	株式会社東京スタジアム
				国領駅前郵便局	国領駅前郵便局
			コクティ	大和地所コミュニティライフ株式会社	
			スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	ゼビオ株式会社 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	
			京王閣競輪場	株式会社京王閣,東京都十一市競輪事業組合	
			都市公園	上布田公園	調布市(緑と公園課)
(仮称)鉄道敷地公園(相模原線)	調布市(緑と公園課)				
路外駐車場	NPC24H 京王閣・京王多摩川駅前パーキング(旧:リパーク京王閣)	日本パーキング株式会社(旧:三井不動産リアルティ株式会社)			
その他	飛田給駅北公衆トイレ	調布市(環境政策課)			
	市全域	調布市(郷土博物館・文化生涯学習課・緑と公園課)			

分類	番号	心のバリアフリーに関する事業内容	種別	事業を実施する施設等	事業を実施する施設設置管理者等
人的対応	7	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	公共交通	路線バス(京王電鉄バス) コミュニティバス(京王電鉄バス) 路線バス(小田急バス)	京王電鉄バス株式会社 小田急バス株式会社
	8	乗務員や係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	公共交通	路線バス(京王電鉄バス) コミュニティバス(京王電鉄バス) 路線バス(小田急バス) タクシー(東京都個人タクシー協会)	京王電鉄バス株式会社 小田急バス株式会社 一般社団法人東京都個人タクシー協会
			建築物	教育会館	調布市(教育総務課)
				総合福祉センター	調布市(福祉総務課)
				子ども家庭支援センターすこやか	調布市(子ども政策課)
				文化会館たづくり	調布市(文化生涯学習課)
				中央図書館	調布市(図書館)
				図書館国領分館	
				西部公民館	調布市(西部公民館)
				青少年交流館	調布市(社会教育課)
				郷土博物館	調布市(郷土博物館)
				調布警察署	警視庁 調布警察署
				調布東山病院	医療法人社団 東山会
				多摩川病院	医療法人社団 大和会 多摩川病院
				アーバンホテル ツインズ調布	株式会社タイレル アーバンホテルツインズ調布
				西友調布店	合同会社西友 調布店
				調布パルコ	株式会社パルコ 調布店
				ロイヤルプラザ	嶋静商事株式会社
				マルエツ国領店	株式会社マルエツ
				西友国領店	合同会社西友 国領店
				オーケー調布店	オーケー株式会社 オーケー調布店
				JAマインズ調布支店	JAマインズ調布支店
				調布郵便局	調布郵便局
				調布市役所前郵便局	調布市役所前郵便局
				調布国領五郵便局	調布国領五郵便局
				国領駅前郵便局	国領駅前郵便局
				コクティ	大和地所コミュニティライフ株式会社
				味の素スタジアム(東京スタジアム)	株式会社東京スタジアム
				武蔵野の森総合スポーツプラザ	東京都 生活文化スポーツ局 スポーツ施設部調整課
				調布アーバンホテル	株式会社タイレル 調布アーバンホテル
				スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	ゼビオ株式会社 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店
	シルバー人材センター	公益社団法人調布市シルバー人材センター			
	京王閣競輪場	株式会社京王閣, 東京都十一市競輪事業組合			
昭和信用金庫多摩川支店	昭和信用金庫多摩川支店				
9	手話のできる職員・係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った職員・係員を案内所等に配置します。	建築物	市民プラザあくろす 総合福祉センター 文化会館たづくり グリーンホール 青少年交流館 郷土博物館 調布警察署 調布東山病院 多摩川病院 東横INN調布京王線布田駅 調布パルコ 調布とうきゅう	調布市(男女共同参画推進課) 調布市(福祉総務課) 調布市(文化生涯学習課) 調布市(社会教育課) 調布市(郷土博物館) 警視庁 調布警察署 医療法人社団 東山会 医療法人社団 大和会 多摩川病院 株式会社東横イン 調布京王線布田駅 株式会社パルコ 調布店 株式会社東急ストア	

分類	番号	心のバリアフリーに関する事業内容	種別	事業を実施する施設等	事業を実施する施設設置管理者等
				ロイヤルプラザ りそな銀行調布支店 多摩信用金庫調布支店 多摩信用金庫調布北口支店 JAマイنز調布支店 調布郵便局 調布市役所前郵便局 国領駅前郵便局 ココスクエア 味の素スタジアム(東京スタジアム) 武蔵野の森総合スポーツプラザ スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店 昭和信用金庫多摩川支店	嶋静商事株式会社 りそな銀行調布支店 多摩信用金庫調布支店 多摩信用金庫調布北口支店 JAマイنز調布支店 調布郵便局 調布市役所前郵便局 国領駅前郵便局 株式会社ココスクエア調布 株式会社東京スタジアム 東京都 生活文化スポーツ局 スポーツ施設部調整課 ゼビオ株式会社 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店 昭和信用金庫多摩川支店
			その他	市全域	調布市
	10	障害者用駐車施設が利用しやすいよう従業員によるサポートを実施します。	建築物	調布パルコ	株式会社パルコ 調布店
	11	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できるように、必要に応じて職員による付添対応を実施します。	建築物	子ども発達センター	調布市(子ども発達センター)
	12	投票所において、車いす、老眼鏡、文鎮、点字器、身障者用記載台、コミュニケーションボードなどを用意するとともに、必要に応じて階段や段差等を解消するための簡易スロープを設置します。また、投票所で事務従事する職員向けのマニュアルに高齢者、障害者等への対応について掲載し、説明会にて説明します。	その他	市全域	調布市
	13	図書館において、高齢者、障害者等に配慮したサービスを提供します(音訳サービス、点訳サービス、宅配サービス等)。	その他	市全域	調布市